



児童福祉法に基づく 障がい児通所支援事業

はぐくみプラス 重要事項説明書

重要事項説明書

- ▶ この「重要事項説明書」は、利用者のサービス選択のために、社会福祉法第76条及び大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第19号）第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。
- ▶ 児童発達支援・放課後等デイサービス（以下「障がい児通所支援」）とする。



1 児童発達支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社DOMON
代表者氏名	取締役 土門弘治
本社所在地 (連絡先)	大阪府大阪市鶴見区鶴見一丁目6番6-51号 (TEL:06-6926-9666 、 FAX : 06-6926-9667)
法人設立年月日	平成14年10月25日



2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

事業所の所在地等

事業所名称	はぐくみプラス
サービスの主たる対象者	障がい児（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい児を含む）及び難病等対象者）
事業所番号	2759220524号 児童発達支援（2024年9月1日指定） 放課後等デイサービス（2025年4月1日指定）
管理者	阿部美穂
児童発達支援管理責任者	阿部美穂
事業所所在地	大阪市鶴見区緑1-7-28 菊千マンション1階

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

事業所の所在地等

連絡先 相談担当者名	TEL：06-6180-9995、FAX: 06-6180-9996 管理者兼児童発達支援管理責任者：阿部美穂
事業所の通常の 事業実施地域	自力通所の場合：大阪市の全域 送迎可能地域：大阪市鶴見区、旭区、城東区、門真市、 守口市（一部地域）※送迎は（事前にご相談）
事業所が行なう 他のサービス	なし
利用定員	事業所全体で10名
開設年月日	2024年9月1日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的

有限会社DOMON（以下「事業者」という。）が設置するはぐくみプラス（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい児通所支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障がい児通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児（以下、「児童」という。）及び児童の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）



2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(2)事業の目的および運営方針

第21条の5の6第1項に規定する支給決定を受けた児童の保護者をいう。以下「保護者」という。) の意思及び人格を尊重し、児童及び保護者（以下「児童等」という。）の立場に立った適切な指定障がい児通所支援の提供を確保することを目的とします。



2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(2)事業の目的および運営方針

運営方針

事業所は、児童が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。



2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(2)事業の目的および運営方針

2 指定障がい児通所支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、児童等の所在する市町村、他の指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障がい児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めます



2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(2)事業の目的および運営方針

3 前二項のほか、法及び「大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年大阪市条例第19号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定障がい児通所支援を実施します。



2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日 ただし、 8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを 除きます。
営業時間	9時00分から18時00分

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜から金曜日
サービス提供時間	9時00分から17時00分

3 事業所の構造・設備について

(1)構造

構造	鉄筋コンクリート構造7階建の1階テナント部分
敷地面積	994.450m ²
延床面積	1701.260m ² (事業所として使用する1階部分面積約75.6m ²)

(2)設備

指導訓練室	1室	訓練に必要な機械器具等を備えています。
相談室	1室	利用者のプライバシーに配慮し、個室を設けています。
事務室	1室	事務処理に必要な機械器具等を備えています。
トイレ	1室	洋式トイレ
キッチン	1室	飲み物の準備等を行います。

4 職員体制等について

(1)各職種の職務の内容

管理者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障がい児通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。



4 職員体制等について

(1)各職種の職務の内容

(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成します。



4 職員体制等について

(1)各職種の職務の内容

(3) 児童発達支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。

(4) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更します。



4 職員体制等について

(1)各職種の職務の内容

(5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。

(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。



4 職員体制等について

(1)各職種の職務の内容

	(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
児童指導員	障がい児通所支援計画に基づき児童等に対し適切に指導等を行います。
運転手	事業所の自動車を使用して、児童の自宅又は事前に保護者と合意のうえ定めた特定の場所と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行います。



4 職員体制等について

(2)職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
児童発達支援 管理責任者	1		1			1.0	
児童指導員	2	1	1			2.0	
運転手	1		1			0.2	



4 職員体制等について

(3)勤務体系

職種	勤務体系
管理者	9時00分から18時00分
児童発達支援 管理責任者	
児童指導員	
運転手	



5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)提供するサービスの内容

障がい児通所支援計画の作成	通所給付決定保護者及び児童の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した障がい児通所支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	ソーシャルスキルトレーニング、集団による簡単なルールのある遊び。
創作的活動	創作、工作、園芸等を行います。



5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)提供するサービスの内容

更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	児童の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	学習計画を策定し個別教材による学習を支援します。
送迎サービス	障がいの程度またはその他の事情により自ら通所すること困難な児対しては、事業所の所有する車両により、児童の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。 ※サービス提供時間外での送迎時間となりますので、お送り、お迎えにご協力お願いします。

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金【基本単位】

- ▶ 利用料金は、次表のとおりです。各単位数×10.96円の金額の1割が利用者負担額となります。

(負担上限額を超過する場合は、負担上限額までとなります)

区分	利用時間	単位	利用料	利用者負担額
区分1	30分以上1時間30分以下	901単位	9,874円	987円
区分2	1時間30分以上3時間以下	928単位	10,170円	1,017円
区分3	3時間超5時間以下	980単位	10,740円	1,074円

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金

- ▶ < 提供するサービスの料金とその利用者負担額について >
- ▶ 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。
- ▶ 通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。



5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

- ▶ 児童発達支援費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、児童発達支援費の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に児童発達支援費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。



5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金【加算項目】

▶ ①事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	単位	利用料	利用者負担額	内 容
児童指導員等加配加算				常時見守りが必要な児童の支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等を1名配置している場合、利用1日につき加算されます。
常 勤 専 従・経験 5年以上	187単位	2049円	204円	

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金【加算項目】

▶ ②事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	単位	利用料	利用者負担額	内 容
家庭連携加算	1時間未満 187単位	2,049円	204円	児童の居宅を訪問し、児童及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合、月4回まで加算されます。
	1時間以上 280単位	3,068円	306円	
利用者負担 上限額管理 加算	150単位	1,644円	164円	保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金【加算項目】

▶ ②事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	単位	利用料	利用者負担額	内 容
欠席時対応加算	94単位	1,030円	103円	児童が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月4回まで加算されます。 ※児童発達支援
事業所内相談支援加算(Ⅰ) 個別相談	100単位	1,096円	109円	事業所等において、児童と家族等に相談援助を行った場合に加算されます。月1回まで加算されます。



5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金【加算項目】

▶ ②事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	単位	利用料	利用者負担額	内 容
事業所内相談 支援加算(Ⅱ) グループ相談	80単位	876円	87円	事業所等において、児童と家族等に相談援助を行った場合に加算されます。月1回まで加算されます。
送迎加算	54単位	591円	59円	事業所が児童に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。



5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(2) サービス料金【加算項目】

▶ ②事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	単位	利用料	利用者負担額	内 容
個別サポート加算(Ⅰ)	120単位	1,315円	131円	指標該当児の判定スコア等を用いて判定した結果、一定の要件に該当する児童を受け入れた場合に1日につき加算されます。 要保護・要支援児童を受け入れた場合に1日につき加算されます。 ※(Ⅲ)は放課後等デイサービスのみです。
個別サポート加算(Ⅱ)	150単位	1,644円	164円	
個別サポート加算(Ⅲ)	70単位	767円	76円	
処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(基本単位及び各加算を算定した単位数合計) ×81/100			左記にて算出した単位数 ×10.96円の金額の1割



6 その他の費用について

内 容		料 金
おやつ代	児童発達支援（未就学児童）	1回につき50円
	非課税世帯	0円
創作的活動に係る材料費		実費相当額
個別学習、知育教材費		実費相当額
食事に係る費用		1回につき実費相当分 （または弁当持参）
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費		実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月を国保連請求確定（約2ヶ月）後にご請求書をお届けします。

利用者負担額その他の費用の支払い方法について

サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(1) 現金支払い

例：ご利用月が1月の場合
3月初旬：国保連請求確定

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。



8 サービスの提供にあたっての留意事項



▶ (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

▶ (2) 児童発達支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

▶ (2) 児童発達支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

▶ (3) 児童発達支援計画の変更等

「児童発達支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。



9 虐待の防止について

- ▶ 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止、身体拘束廃止
に関する責任者

委員長：土門弘治

- ▶ 苦情解決体制を整備しています。
- ▶ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ▶ 虐待防止のため対策を検討する第三者委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について

事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。



10 秘密の保持と個人情報の保護について

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。



10 秘密の保持と個人情報の保護について

②個人情報の保護について

○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。

○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。



10 秘密の保持と個人情報の保護について

○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)



11 緊急時の対応方法について

- ▶ サービス提供中に、児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

- ▶ 連絡先：電話番号 06-6180-9995 (対応可能時間 9：00～17:00)



12 協力医療機関について

- ▶ 協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	社会医療法人真美会 大阪旭こども病院
医院長名	荒木 敦
所在地	大阪市旭区新森4-13-17
電話番号	06-6952-4771
診療科	小児科
入院設備	あり（一般病床79床）

13 事故発生時の対応方法について

- ▶ 児童に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



13 事故発生時の対応方法について

市町村	市 町 村 名	大阪市
	担 当 部 ・ 課 名	障がい支援課
	電 話 番 号	06-6208-7986
大阪府	担 当 部 ・ 課 名	福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ
	電 話 番 号	0 6 - 6 9 4 4 - 6 0 2 6

保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。	
	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	賠償責任保険

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 有 ・ 非常通報装置 無 ・ 消火器 有 ・ カーテン等は防災機能のある物を使用 ・ その他、懐中電灯等
消防計画	消防署への届出日： 2016年4月19日 防災管理者： 土門弘治



15 苦情解決の体制及び手順

- ▶ (1) 提供した指定児童発達支援に係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ▶ (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ▶ ①苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。



15 苦情解決の体制及び手順

- ▶ ②相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定します。
- ▶ ③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、保護者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。）



15 苦情解決の体制及び手順

【事業者】

はぐくみプラス

大阪市鶴見区緑1-7-28 菊千マンション1階

電話：06-6180-9995 / FAX06-6180-9996

メール：plus@8993.care

月曜から金曜日（土日祝日を除く）9時00分から17時00分まで。ただし、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除きます。

【市町村】

各区保健福祉センター
保健福祉課

別紙のとおり



15 苦情解決の体制及び手順

【公的団体】

大阪府社会福祉協議会
運営適正化委員会

大阪市中中央区中寺1-1-54

大阪社会福祉指導センター内

電話：06-6191-3130 / FAX：06-6191-5660

月曜～金曜日（祝日を除く）10時00分～16時00分



16 心身の状況の把握

- ▶ 指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。



17 連絡調整に対する協力



- ▶ 児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定通所支援事業者等との連携



- ▶ 指定児童発達支援の提供に当り、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。



19 サービス提供の記録

- ▶ ① 指定児童発達支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ▶ ② 指定児童発達支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ▶ ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)



20 指定児童発達支援内容の見積もりについて

- ▶ 契約に際して、サービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 第三者評価の実施状況

- ▶ 第三者評価は現在行っておりません。

22 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策

利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。

設備・器具の利用

事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

貴重品の管理

貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。

宗教活動・政治活動 営利活動

児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。



23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日

令和 年 月 日



24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日



- ▶ 上記内容について、「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104号）」第13条の規定に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。



- ▶ 上記の説明を証するために、この重要事項説明書 2 通を作成し、保護者及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。



別紙（各区保健福祉センター）

- ▶ 受付日：月曜～金曜日
- ▶ （土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）はお休みです。）
- ▶ 受付時間：9時00分～17時30分



別紙（各区保健福祉センター保健福祉課）

	所在地	電話
北区	大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9857
都島区	大阪市都島区中野町5-15-21	06-6882-9857
福島区	大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9857
此花区	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9857
中央区	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9857
西区	大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9857
港区	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9857
大正区	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9857
天王寺区	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9857



別紙（各区保健福祉センター保健福祉課）

	所在地	電話
浪速区	大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9895
西淀川区	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9952
淀川区	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6308-9857
東淀川区	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9845
東成区	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9857
生野区	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9857
旭区	大阪市旭区大宮1丁目1番17号	06-6957-9857
城東区	大阪市城東区中央3-5-45	06-6930-9857
鶴見区	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9857



別紙（各区保健福祉センター保健福祉課）

	所在地	電話
阿倍野区	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9857
住之江区	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9857
住吉区	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9857
東住吉区	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9857
平野区	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9857
西成区	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9857

